

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループでは、「京王グループ理念」に掲げる「信頼のトップブランド」の確立を目指し、「京王グループ行動規範」に基づき、「住んでもらえる、選んでもらえる沿線づくり」を進めております。特に鉄道事業においては、皆様から信頼され、愛される鉄道になるため、「安全に関する基本方針」および「安全に係る社員の行動規範」を定め、全社員が一丸となって安全文化の構築に取り組んでいます。

鉄道事業者として、安全と事業の継続性を確保しながら、「京王グループ理念」に基づき、透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果敢な意思決定を行うことにより、株主の皆様をはじめつながらあすすべての人からの信頼を確保し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、当社では以下の基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進してまいります。

なお、当社は2020年6月26日、「監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行」「執行役員制度の導入」「役員報酬制度の改定」により、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実をはかりました。

(コーポレート・ガバナンス基本方針)

1. 株主の権利・平等性の確保

・当社は、様々な株主の権利とその平等性が実質的に確保されるよう、必要な情報を適時適切に開示するとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境整備を行う。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

・当社は、会社の持続的な成長と企業価値の創出は、つながりあすすべての人により支えられていることを十分に認識し、ステークホルダーと誠実に向きあい、適切な協働に努めるとともに、健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努める。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

・当社は、当社の定める「ディスクロージャー・ポリシー」に則り、法令に基づく情報開示を適時適切に行うのみならず、法令に基づく開示以外の情報提供やその有用性の向上に主体的に取り組む。

4. 取締役会等の責務

・当社の取締役会は、当社グループの経営戦略について方向付けを行うとともに、定められた経営陣幹部に対する委任の範囲において、実効性の高い経営監督を行う。
・当社の取締役は、株主に対する受託者責任・説明責任を常に意識し、当社の定める「経営判断原則」に則った適切な過程を踏んだ意思決定を行う。
・取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、グループ・ガバナンスの向上や経営の透明性確保をはかる。

5. 株主との対話

・当社は、平素から株主との間で建設的な対話を行い、株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、経営陣幹部は自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明し、株主を含むつながりあすすべての人の立場に関するバランスのとれた理解を得る努力を行う。

6. 本基本方針の制定・改廃

・取締役会の決議をもって行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則2-3】【補充原則3-1】【補充原則4-2】サステナビリティをめぐる取り組み

当社は、公共性の高い交通事業、社会インフラを担う企業グループとして、展開するすべての事業活動を通じ、サステナブルな社会の実現に向けた取り組みを推進し、地域の発展と幸せな暮らしを実現し、創造してゆくことを目指しています。鉄道事業では、「安全は最大の使命であり、最高のサービスである」という認識のもと「安全に関する基本方針」「安全に係る社員の行動規範」に基づき、全社での安全管理体制を構築し、安全最優先の鉄道づくりに取り組んでおります。また、リスクマネジメント体制の構築やBCPの策定など災害等の緊急時にも事業の継続性を確保できるよう努めています。

社会面では、グループ経営ビジョンに掲げる「住んでもらえる、選んでもらえる沿線」をコンセプトにCSR活動を展開し、子育て世代向け事業、高齢者住宅事業、生活サポート事業などの事業活動を通じて社会的責任を果たすことで、多世代が共に生き、交流する沿線づくりに貢献しております。

環境面では「京王グループ環境基本方針」に基づき、環境マネジメントシステムを継続的に運用しており、2012年度には大手民鉄で初めて営業用車両のVVVFインバーター制御化100%を達成するなど、消費電力の大半を占める電車の走行用電力削減にむけて、従来から積極的に取り組んでまいりました。現在はさらに、「電車の運転用電力を2030年度に26%削減(2013年度比)」と、「東京都のCO2排出量削減義務(27%)の達成」の2つを中期環境目標に掲げ、達成に向けて設備投資などを進めているところです。

今般、これらの取り組みを総括しつつ、国際的な取り組みや開示のガイドラインを意識したサステナビリティに関する取り組みを整理、検討を進め

ております。当社およびステークホルダーにとっての重要課題(マテリアリティ)を定め、重要課題をふまえたサステナビリティ基本方針を策定し、実現に向けて経営戦略に反映してまいります。

【補充原則4 - 11】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実をはかるため、監査等委員会設置会社に移行し、取締役15名のうち社外取締役を5名選任しております。

事業会社として適切な経営判断をするために、各事業分野に精通した者が取締役として意思決定に参画することが重要であるという考えに基づき、常勤取締役8名(監査等委員である取締役2名(うち1名は社外取締役)を含む)および主要グループ会社社長を兼務する非常勤取締役3名を選任しております。この体制により経営の監督、グループ全体の方向性のチェック、グループ経営の強化に取り組んでいます。

また、上記の取締役11名に加え、社外取締役4名(監査等委員である社外取締役2名(うち1名は女性の取締役)を含む)を選任しており、大手金融機関の経営者としての経験や見識、また財務・会計・法務に関する専門知識により、適切にモニタリング機能を果たしていただくことで、ガバナンスの強化をはかっております。

以上のことから、取締役会は経営の意思決定機関として十分な機能を果たしており、現状が適正規模であると考えております。

なお、各取締役のスキル・マトリックスは開示しておりませんが、「第100期定時株主総会招集通知」に記載している役職、経歴、選任理由により各取締役の役割、経験、スキル等は示しております。「第101期定時株主総会招集通知」より、スキル・マトリックスの開示を予定しております。今後も当社の経営戦略と照らし合わせて、必要とされるスキルを有する人材の確保に繋げてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 3】資本政策の基本的な方針

当社は、健全な財務体質の維持・強化をはかりながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか、投資については、安全の確保を前提としながらも、不要不急の投資は抑制させる一方で、収益力の回復や成長につながる新規投資は精査した上で実行していきます。資金調達については、主力事業である鉄道事業の特性を鑑み、長期の負債(社債、長期借入金)を基本としながら、有利子負債のコントロールを意識して慎重に判断しております。

当社は、公共性の高い鉄道事業を中心としていることから、資本政策においても事業の継続性の確保が重要であると考えております。

そのため、災害等の発生時において、迅速な復旧により事業を継続し、自らの体力で責任を果たすための備えとして、自己資本に別途積立金を計上しております。

株主還元については、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させながら、業績等を勘案し、利益還元をはかっていくことを基本方針として、配当を行うこととしております。

【原則1 - 4】政策保有株式

当社は、鉄道事業を中心に公共性の高い事業を営んでおり、中長期的な視点での成長が重要であると考えます。このため、当社グループの事業の継続や、企業価値の向上に資すると判断した企業の株式を政策的に保有いたします。

保有する株式については、取引状況やリスクを踏まえて、総合的に検証しております。検証の結果、保有意義や経済合理性が認められない株式については売却を検討し、保有株式の縮減に努めます。

なお、2021年4月に開催した取締役会において、2021年3月末時点で保有する上場株式について、当社の上場株式の保有基準に基づき、事業の継続と企業価値向上の観点から保有意義の検証を行っております。

2020年度において保有銘柄の一部見直しを行い、2020年3月末時点の35銘柄から2021年3月末時点では4銘柄減少しております。

議決権の行使にあたっては、中長期的な企業価値向上の視点に立ち、株主価値を著しく毀損させるものでないかなどを個別に検証した上で、総合的に賛否を判断いたします。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

当社では、取締役の競業取引および利益相反取引について、法令にしたがい、取締役会において取引内容を確認のうえ承認し、取引後に報告を行っております。

また、当社または当社の連結子会社等と、役員および役員の近親者との取引等について、定期的にその有無を確認しております。

【補充原則2 - 4】企業の中核人材における多様性の確保

2016年4月に施行された「女性活躍推進法」に関する取り組みとして、当社では数値目標、行動計画を掲げ、グループ会社社長をはじめとして幅広く女性が活躍しています。女性採用の比率を高めることで管理職登用となる母集団を形成し、人材育成を進めることで管理職登用者の増加につなげております。女性管理職については、その人数を2026年3月までに、2021年4月と比較して3割増とする目標としておりますが、さらに継続して取り組んでまいります。

中途採用については具体的な目標数値は定めておりませんが、経営戦略・経営課題への対応に有効な専門人材確保に向けて注力してまいります。また、外国人については、ポストコロナのインバウンド回復を見て対応してまいります。

<多様性の確保に向けた人材育成方針>

当社グループは鉄道事業を中心に、地域沿線の方々への生活サービスに関連する幅広い事業を展開しています。

鉄道・開発事業に限らず、グループの業種が多岐にわたるため、それぞれの分野で専門的知見と経験を積んだ人材の確保・育成が、事業の発展には不可欠であると考えており、これを継続することで、グループ全体としての多様かつ専門的な人材の確保に繋がっております。また、キャリアを意識する若年層については、会社が本人の特性を見極めてキャリア形成することに加え、本人の希望によりキャリア変更できる仕組み、そのための外部キャリア経験等の仕組みも継続、強化してまいります。さらに、専門性と多様性の育成・両立を図るものとして、入社後管理職となるまでのベースとなる期間、グループ内で発揮できるような力を蓄積するための研修プログラムを用意しております。

<人材育成・活用に繋がる環境整備への取り組み>

多様な価値観、ライフスタイルを持つ社員のエンゲージメント向上を図るべく、以下の環境整備に取り組んでおります。

- ・人事部にダイバーシティ推進担当を設置し、多様な考え方を持つ社員の能力発揮を後押し
- ・働く場所に制限されないサテライトオフィス設置や在宅勤務制度、画一的な労働時間に左右されないフレックスタイム制度など、多様な働き方への対応を推進
- ・妊活・産前産後休暇、育児・介護休暇および休職の各制度、配偶者転職による退職者を対象とした再入社制度の構築など、女性活躍の仕組みづくりを推進

・男性社員の育児休職取得推進によるワークライフバランスの実現

【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は企業年金の年金資産の運用・管理に関して、年金委員会を設置しております。年金資産運用における原則や基本ポートフォリオを定めた基本方針を制定しており、年金コンサルタントを活用して、運用受託機関の評価を客観的かつ定量・定性の両面で評価し、定期的にモニタリングを行っております。また、企業年金の受益者と当社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにしております。

【原則3 - 1】情報開示の充実

当社では、主体的な情報発信に努めており、以下のとおり情報を開示いたします。

(1)企業理念、経営計画

当社ホームページにおいて開示しておりますのでご参照ください。

・企業理念、京王グループ行動規範

https://www.keio.co.jp/company/corporate/summary/corporate_manual/pdf/2015/2015_p001_p002.pdf

・経営計画

<https://www.keio.co.jp/company/stockholder/businessplan/index.html>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「I. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、2020年6月26日開催の第99期定時株主総会における決議を受け、役員報酬制度の見直しを行いました。

監査等委員会設置会社に移行したのちの取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬については、基本報酬と事業年度ごとの業績に連動する年次業績連動報酬に区分・整理するとともに、株式報酬制度を導入しております。

社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、職務内容等を勘案し、基本報酬のみとしております。

各役員の報酬額は役位等を勘案し、職責に応じ適切な水準としており、事業年度ごとの業績に連動する年次業績連動報酬については、当該年次の連結営業利益等を総合的に勘案し、業績の達成状況を反映させる仕組みとしております。また、中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に、株式報酬制度を導入しております。

報酬額については指名・報酬委員会が審議の上、取締役会に答申を行うことにより、経営の透明性を確保しています。取締役会は、指名・報酬委員会の審議内容を尊重し、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の範囲内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定を代表取締役社長に一任しております。

また、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を含むメンバーで構成される指名・報酬委員会では、役員の報酬について審議し、報酬額の妥当性を検証しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年6月26日であり、決議内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「年額4億2,000万円以内（うち社外取締役分4,000万円以内）」、監査等委員である取締役の報酬額を「年額1億3,000万円以内」としております。

なお、当社では「役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について、2021年3月1日開催の取締役会において決定しております。

(4)経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名、執行役員の選任を行うに当たっての方針と手続

取締役の候補者の指名および執行役員の選任に当たっては、役員にふさわしい資質と見識を兼ね備えていることを前提に、

取締役（社外取締役および監査等委員を除く）および執行役員には企業価値向上に貢献しうる豊富な経験と能力を有する者、常勤の監査等委員である取締役には業務執行者を適切に監査・監督できる者を候補者としているほか、ガバナンス強化の観点から、経営者としての経験や見識を有する社外取締役（監査等委員を除く）、財務・会計・法務に関する専門知識を有する、監査等委員である社外取締役を選任しています。

役員人事についても指名・報酬委員会が審議し、取締役会に答申しています。また、役員が重大な法令や定款違反等、客観的に解任が相当と判断される場合には、指名・報酬委員会が審議し、取締役会に答申します。

(5)取締役個々の選任理由

「第100期定時株主総会招集ご通知」の参考書類（選任議案）において開示しております。

<https://www.keio.co.jp/company/stockholder/shareholdersmeeting/index.html>

【補充原則4 - 1】経営陣幹部に対する委任の範囲

当社では、会議体付議基準により取締役会および常勤取締役と常勤執行役員で構成する経営会議の委任範囲を定め、基準に則った適切な経営判断を行っており、経営会議で取り扱った事項は取締役会に報告しております。また、機動的な意思決定を可能とするため、定款に、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定を新設しております。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社の「社外役員の独立性判断基準」につきましては、本報告書「II. 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

【補充原則4 - 11】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実をはかるため、監査等委員会設置会社に移行し、取締役15名のうち社外取締役を5名選任しております。

事業会社として適切な経営判断をするために、各事業分野に精通した者が取締役として意思決定に参画することが重要であるという考えに基づき、常勤取締役8名（監査等委員である取締役2名（うち1名は社外取締役）を含む）および主要グループ会社社長を兼務する非常勤取締役3名を選任しております。この体制により経営の監督、グループ全体の方向性のチェック、グループ経営の強化に取り組んでいます。

また、上記の取締役11名に加え、社外取締役4名（監査等委員である社外取締役2名（うち1名は女性の取締役）を含む）を選任しており、

大手金融機関の経営者としての経験や見識、また財務・会計・法務に関する専門知識により、適切にモニタリング機能を果たしていただくことで、ガバナンスの強化をはかっております。

以上のことから、取締役会は経営の意思決定機関として十分な機能を果たしており、現状が適正規模であると考えております。

【補充原則4 - 11】 役員の兼任状況

兼任をしている役員は、当社の取締役会において十分な役割・責務を果たしており、必要な時間・労力を当社に振り分けていると認識しております。

兼任状況につきましては、当社ホームページにおいて開示しております「第100期定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

<https://www.keio.co.jp/company/stockholder/shareholdersmeeting/index.html>

【補充原則4 - 11】 取締役会全体の実効性の確保

取締役会の実効性については、各取締役へ意思決定プロセス等に関するアンケートや取締役会の運営状況等の定量的な分析を活用し、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を含むメンバーで構成されるガバナンス委員会で分析・評価を行い、取締役会に報告しております。

取締役会の構成、取締役会の運営状況、意思決定プロセス、社外役員に対する支援体制といった観点に基づき2020年度の分析・評価を実施した結果、当社の取締役会の実効性は確保されていると認識しております。

なお、2020年度の取り組み課題として『監査等委員会設置会社への移行、執行役員制度の導入ならびに役員報酬制度の改定』に取り組み、独立社外取締役が3分の1を占める構成としたほか、監査等委員会設置会社における取締役への委任の仕組みを取り入れました。また、監査等委員会での取締役会付議事項の事前の意見交換および必要に応じた取締役会における意見の表明、監査等委員会と内部監査部門の緊密な連携の促進、監査等委員が取締役として議決権を持つことで、監査、監督を強化し、取締役会の実効性向上をはかりました。また、『取締役会への付議事項および付議方法の見直し』については、会議運営の効率化などに取り組みしました。

2021年度については、引き続き『付議事項のメリハリづけによる審議の充実』に取り組みするとともに、『コーポレートガバナンス・コード改訂にともなう課題』に対応し、取締役会の実効性の向上を目指してまいります。

【補充原則4 - 14】 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対し、個々の経験等を踏まえ、その役割・責務を果たすために必要な研修等の機会を設けているほか、経済情勢や法改正・当社グループの事業環境などを理解するための研修を継続的に行っております。

【原則5 - 1】 株主との建設的な対話に関する方針

株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は以下のとおりです。

(1)株主・投資家の皆様との対話については、財務・情報開示担当取締役を統括責任者とします。

(2)対話に際してはIR担当を有する経理部が中心となり補助します。

経理部はディスクロージャー委員会の事務局を担っており、社内の各会議の情報に加え、事業部門・一般管理部門・グループ各社の情報を集約するグループ事業部より情報を収集します。

(3)個別面談以外の対話については、アナリスト・機関投資家向けの説明会を年に2回開催するほか、当社の事業エリアを中心に個人投資家向けの会社説明会を開催するなど、理解の促進をはかるとともに、IR活動のさらなる充実に努めます。

(4)対話において把握された株主・投資家の皆様からのご意見等を適宜経営陣幹部に報告するとともに、各分担部署へその内容を伝えることで、全社内での共有および経営への適切な反映ができるよう努めます。

(5)インサイダー情報については、社内規程である「インサイダー取引防止規程」に従い適切に管理します。

なお、株主との建設的な対話の促進のための体制、取り組みについて、引き続き充実させてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	17,363,400	14.21
日本生命保険相互会社	6,141,672	5.03
太陽生命保険株式会社	5,862,032	4.80
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	5,013,000	4.10
三井住友信託銀行株式会社	3,648,200	2.99
第一生命保険株式会社	2,222,500	1.82
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,199,040	1.80
株式会社日本カस्टディ銀行(三井住友信託銀行退職給付信託口)	2,000,000	1.64
富国生命保険相互会社	1,918,000	1.57
三菱UFJ銀行	1,641,431	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 温	他の会社の出身者											
古市 健	他の会社の出身者											
竹川 浩史	他の会社の出身者											
北村 敬子	学者											
金子 正志	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 温			・三井住友信託銀行株式会社 名誉顧問 ・株式会社若手銀行 社外取締役	高橋温氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただいているほか、取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして審議を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、社外取締役として選任しております。 なお、高橋氏は、2011年3月まで住友信託銀行株式会社(現・三井住友信託銀行株式会社)の取締役でした。同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。 高橋氏は当社の定める社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。
古市 健			・日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 ・株式会社ダイセル 社外取締役	古市健氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただいているほか、取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして審議を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、社外取締役として選任しております。 なお、日本生命保険相互会社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。 古市氏は当社の定める社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。

竹川 浩史				<p>竹川浩史氏は、金融機関における業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、金融機関の執行役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、中立公平な立場から適切に監査機能を果たすとともに、取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会のメンバーとして審議を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>なお、竹川氏は、2018年5月まで株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの執行役員でした。また、2018年6月まで株式会社三菱UFJ銀行の執行役員でした。</p> <p>竹川氏は当社の定める社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。</p>
北村 敬子			<ul style="list-style-type: none"> ・中央大学 名誉教授 ・明治安田生命保険相互会社 社外取締役 ・日野自動車株式会社 社外監査役 	<p>北村敬子氏は、長年にわたる会計学を専門とした大学教授としての経験に基づいた財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、中立公平な立場から適切に監査機能を果たすことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>北村氏は当社の定める社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。</p>
金子 正志				<p>金子正志氏は、弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有するほか、法令遵守の立場から適切に監査機能を果たすことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>金子氏は当社の定める社外役員の独立性判断基準および東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	2	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専属の使用人を配置します。当該使用人はその職務執行にあたっては監査等委員である取締役の指揮命令に服することとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等の決定は、あらかじめ監査等委員会が選定した監査等委員である常勤の取締役の同意を必要とします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外取締役は、取締役会及び監査等委員会を通じて提供される、内部監査の状況、監査等委員会監査の状況および会計監査の状況ならびに内部統制部門による業務の執行状況の報告等により、業務の執行について監督・監査をしております。

なお、監査等委員会は、内部監査部門である監査部との間で、監査計画および結果の報告等の定例的な会議に加え、毎月、監査の在り方などの課題について協議するとともに、適宜、リスク情報の共有とその対応方等について共同で検討を行うなど連携を深め、内部統制のさらなる充実をはかっております。

また、監査等委員会は、会計監査を担当する会計監査人から、監査計画、期中における監査の進捗状況および監査結果の報告を受け、意見交換を行うとともに、金融商品取引法の監査結果の概要説明を受けるなど、会計監査人との連携に努めております。

さらに、内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査が効率的かつ実効的に実施されるよう、監査部・監査等委員・会計監査人が三様監査連絡会を定期的に開催し、それぞれの監査計画、監査結果等について、情報の交換・共有および意見交換を行い、連携強化をはかっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会の任意の諮問機関として上記の指名・報酬委員会に加え、ガバナンス委員会を設置しております。

指名・報酬委員会およびガバナンス委員会の概要につきましては、本報告書「II.2.業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、以下の基準に従い独立性を有していると判断したすべての社外役員を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

【社外役員の独立性判断基準】

京王電鉄(以下、「当社」という)は、次に掲げる各項目のいずれにも該当しない社外取締役について、独立性を有していると判断する。

- (1) 当社および当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行者(注1)または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者(注2)またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先(注3)またはその業務執行者
- (4) 当社グループの主要株主(注4)またはその業務執行者
- (5) 当社グループの主要な借入先(注5)またはその業務執行者
- (6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (7) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注6)を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等(法人等の団体である場合は当該団体に所属する者)
- (8) 当社グループから一定額を超える寄付または助成(注7)を受けている組織またはその業務執行者
- (9) 当社グループの常勤取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- (10) 過去3年間に於いて上記(2)から(9)に該当していた者
- (11) 上記(1)から(10)に該当する者が重要な地位(注8)にある場合、その者の配偶者または2親等以内の親族

- (注) 1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいう。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者をいう。
4. 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
5. 主要な借入先とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している者をいう。
6. 多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう(当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、過去3事業年度の平均で、当該団体の連結売上高の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう)。
7. 一定額を超える寄付または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう。
8. 重要な地位とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員および部長職以上の上級管理職をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、2020年6月26日開催の第99期定時株主総会における決議を受け、役員報酬制度の見直しを行っております。監査等委員会設置会社に移行したのちの取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の報酬については、基本報酬と事業年度ごとの業績に連動する年次業績連動報酬に区分・整理するとともに、株式報酬制度を導入しております。社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、職務内容等を勘案し、基本報酬のみとしております。各役員の報酬額は役位等を勘案し、職務に応じ適切な水準としており、事業年度ごとの業績に連動する年次業績連動報酬については、当該年次の連結経常利益等を総合的に勘案し、業績の達成状況を反映させる仕組みとしております。また、中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に、株式報酬制度を導入しております。報酬額については指名・報酬委員会で審議の上、取締役会に答申を行うことにより、経営の透明性を確保しています。取締役会は、指名・報酬委員会の審議内容を尊重し、株主総会で決議された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の範囲内で、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の決定を代表取締役社長に一任しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)を含むメンバーで構成される指名・報酬委員会では、役員報酬について審議し、報酬額の妥当性を検証しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1. 役員報酬等の総額(2020年度)
- (1) 監査等委員会設置会社移行前
 取締役(社外取締役を除く) 104百万円、 監査役(社外監査役を除く) 6百万円、 社外役員 14百万円 合計 125百万円
 (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役(5名)に対する使用人分給与として17百万円を支払っております。
2. 2020年度における厳しい経営環境を勘案し、取締役(社外取締役を除く)および常勤監査役の報酬について5月から10%の報酬返上を行っております。上記に記載の金額は当該返上後の金額であります。
- (2) 監査等委員会設置会社移行後
 取締役(社外取締役および監査等委員を除く) (基本報酬)172百万円(非金銭報酬等)61百万円 合計 234百万円、

監査等委員(社外監査等委員を除く)(基本報酬)26百万円、社外取締役 54百万円 合計 315百万円

(注)1. 2021年3月31日現在の人員は取締役(監査等委員を除く)11名、監査等委員4名、計15名です。

2. 2020年度における厳しい経営環境を勘案し、取締役(非常勤の社外取締役を除く)の報酬について7月から10%、9月から役位に応じて10%~30%の報酬返上を行っております。上記に記載の金額は当該返上後の金額であります。

2. 役員ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【取締役の報酬等についての株主総会の決議内容】

当社は2020年6月26日開催の第99期定時株主総会(以下、「同株主総会」といいます。)において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額4億2,000万円以内、うち社外取締役分4,000万円以内と決議しており、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億3,000万円以内と決議しております。

【役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針】

1. 基本の構成

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の報酬等については、基本報酬、事業年度ごとの業績に連動する年次業績連動報酬および株式報酬により構成し、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、職務内容等を勘案し、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職位等を勘案し、職責に応じ適切な水準とする。

3. 年次業績連動報酬に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

年次業績連動報酬は、事業年度ごとの業績に連動する指標として、当該年次の連結営業利益等を総合的に勘案し、業績の達成状況を反映させて算定し、基本報酬にあわせて支給する。額の算定にあたっては、指名・報酬委員会に諮問し、審議を経て決定する。

4. 株式報酬の内容および額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を用いて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を交付する。

ポイントは取締役会で定める株式交付規程に基づき、役位等に応じたポイントを付与する。付与されたポイントに応じた当社株式の交付は、原則として取締役の退任時とする。

5. 基本報酬、年次業績連動報酬、株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬、年次業績連動報酬、株式報酬の額および割合は、上記項目2.3.4.の方針に加え、当社が鉄道事業を中心とした公共性の高い事業を営んでいることを踏まえて決定する。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会の決議により、代表取締役社長に一任する。

代表取締役社長は、指名・報酬委員会の審議内容を尊重し、株主総会で決議された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の範囲内で、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

7. 執行役員の個人別の報酬等の決定に関する方針

執行役員の個人別の報酬等の決定は、本方針に記載の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に関する方針を準用する。

【社外取締役のサポート体制】

- ・取締役会の開催にあたっては、事前に議案書を社外取締役を含む全取締役に配付するほか、必要に応じて事前説明を行っております。
- ・社外取締役(監査等委員を除く)への情報提供等のサポートは、秘書室および経営企画部で行っております。
- ・監査等委員である社外取締役への情報提供等のサポートは、監査等委員会室で行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
加藤 隼	相談役	元役員としての知見やキャリア等を活かし、経営陣の求めに応じて助言を行っております。	非常勤・報酬有	2015/6/26	1年間の委任契約

その他の事項

- ・当社の相談役は指名・報酬委員会(取締役会の任意の諮問機関)に諮問の上、取締役会の決議に基づき1年間の委任契約を締結することができます。
- ・当社では相談役退任後、業務、勤務および報酬等をともなわない「名誉顧問」に就任する場合があります。
- ・上記の「相談役」および「名誉顧問」は、当社の経営上のいかなる意思決定にも関与していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行、監督

(1)当社の取締役会は、現在社外取締役5名および主要なグループ会社の社長3名を含む15名(うち監査等委員である取締役4名)で構成しており、原則として毎月1回開催し、法令で定められた事項はもとより経営上の重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。

(2)重要な業務執行の決定について取締役に委任することにより、経営の効率性を高め、機動的な意思決定をはかっております。

(3)常勤取締役と常勤執行役員で構成する経営会議では、取締役会で決定された方針に基づき、経営上の重要事項についての審議決定を行っております。

(4)常勤取締役および非常勤取締役、執行役員、グループ会社の社長等で構成するグループ経営協議会においては、グループ全体の経営課題について協議し、グループ経営の強化・推進をはかっております。

(2020年度 主要会議の開催状況)

取締役会 11回 常務会(監査等委員会設置会社移行前) 7回

経営会議(監査等委員会設置会社移行後)18回 グループ経営協議会 2回

2. 監査等委員会による監査

(1)監査等委員会は、法令・定款・監査等委員会規程・監査等委員会監査等基準などに準拠し、監査等委員会が定めた基本方針に基づき、取締役の職務執行の監査を行うほか、監査等委員である取締役が取締役会その他重要な会議に出席し、構成員として取締役会での議決権を持ち、監査機能を担いつつ、取締役会の業務執行の監督機能の実効性を高めております。

また、監査等委員会は、内部監査部門である監査部と緊密に連携し、組織的な監査を行うとともに、必要があると認められた時は監査部に對して調査を求め、指示を行います。

さらに、会計監査人に対しては、監査等委員会において選定・評価基準を定め、その独立性と専門性の確認を行うとともに、会計監査人の監査等委員会への出席により、連携を強化しております。

(2)監査等委員会は、原則として毎月1回以上開催いたします。監査等委員会の主な検討事項は、監査等委員会監査計画、会計監査人の監査の方法・結果の相当性、内部統制システムの整備・運用状況、監査等委員会の実効性に関する分析・評価などの監査に関する重要事項です。なお、取締役会付議事項のうち主要な議題について主管部署等から事前説明を受けております。

(3)常勤監査等委員においては、重要な会議への出席や重要な決裁書類等の閲覧、代表取締役との定期的な打合せ会に加え、業務執行状況及びリスク認識について、主要所管部署の部長を対象としたヒアリングを実施しております。また、非常勤監査等委員においては、常勤監査等委員とともに取締役専務執行役員・取締役常務執行役員との打合せ会や、鉄道現業の視察および現業長等へのヒアリングを実施しております。

(4)監査等委員会監査等基準に「当社の監査等委員会とグループ会社監査役の連携」を規定しており、常勤監査等委員においては、グループ会社監査役によるグループ監査役会を定期的に開催するとともに、グループ会社監査役から原則として期中・期末に監査の状況について報告を受けるなど、適宜情報交換を行う体制を整えております。

また、非常勤監査等委員においては、常勤監査等委員とともにグループ会社代表取締役およびグループ会社監査役との意見交換を行い、グループ全体の監査の充実・強化に取り組んでおります。

さらに、常勤監査等委員が重要な子会社の非常勤監査役を分担して兼務するなど、企業集団としての視点を踏まえた監査を行っています。

(5)監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室には専属の使用人を4名配置しております。

(2020年度 開催状況)

監査役会 (監査等委員会設置会社移行前) 5回

監査等委員会(監査等委員会設置会社移行後) 10回

3. コーポレート・ガバナンスに関する審議

取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役(監査等委員を除く)および常勤の監査等委員である社外取締役を含むメンバーで構成されるガバナンス委員会を設置し、社外取締役の視点を交えて当社グループの企業戦略等やガバナンス体制について審議を行うとともに、代表取締役、社外取締役の連携を強化し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上をはかっております。

(2020年度 開催状況)

ガバナンス委員会 2回

4. 指名、報酬の決定

取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役(監査等委員を除く)を含むメンバーで構成される指名・報酬委員会では、役員の人事、報酬について審議し、取締役会に答申を行うことにより、経営の透明性確保をはかっております。

(2020年度 開催状況)

5. 内部監査

- (1)内部監査は法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした監査を実施しており、経営の合理化、業務の改善、効率性の向上および事業の健全な発展のための提言を行っております。
- (2)内部監査の独立性・客観性を保持するため監査部は社長直轄の組織としており、2021年3月末現在、監査部長を含む33名が在籍しております。
- (3)内部監査倫理規程および内部監査規程に則り、当社およびグループ各社に対し、会計および業務全般を対象とする総合監査のほか、テーマ監査、特命監査を実施しております。
- (4)年度の内部監査計画は、社長の承認を得たのち、監査等委員会、取締役会に報告しているほか、監査結果についても、社長はもとより監査等委員会、取締役会にも概要を報告しております。
- (5)監査先には、改善実施計画の提出を求め、適宜その改善状況の確認を行っております。
- (6)グループ会社の常勤の監査役は、原則として監査部に所属しており、相互に連携をはかることによりグループ全体の監査体制の充実・強化に取り組んでおります。

6. 会計監査および内部統制監査

2021年3月期に業務を執行した公認会計士

(氏名等)	(連続して当社の監査を行っている年数)	(所属する監査法人)
指定有限責任社員 業務執行社員 横澤 悟志	5年	有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 金井 睦美	6年	有限責任 あずさ監査法人

監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士14名、その他20名です。

監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はなく、独立的・中立的な立場にあります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実をはかるため、2020年6月26日をもって監査等委員会設置会社に移行するとともに、新たに執行役員制度を導入いたしました。

監査等委員会設置会社への移行の目的は、監査等委員である取締役が取締役会の構成員として取締役会での議決権を持ち、監査機能を担いつつ、取締役会の業務執行の監督機能の実効性を高めることで、取締役会の透明性・公正性の向上をはかること、また監査等委員会は、内部監査部門である監査部と緊密に連携し、組織的な監査を行うとともに、必要があると認められた時は監査部に対して調査を求め、指示することにより、内部統制体制のさらなる充実をはかることです。

また、執行役員制度の導入の目的は、機動的な意思決定と業務執行をはかることで当社グループを取り巻く経営環境の変化に、迅速に対応できる体制を構築することです。

当社では、社外取締役(監査等委員を除く)について、大手金融機関の経営者としての経験や見識を持つ社外取締役を2名選任するとともに、監査等委員である社外取締役について3名選任し、経営に対する監督機能を強化しているほか、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性・公正性の向上に努めております。

監査等委員会については、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有する、独立性の高い監査等委員である取締役を選任しているほか、監査等委員会と会計監査人、内部監査部門および内部統制部門との連携体制を構築しております。

さらに、沿線を中心とした事業の多角的な展開による総合力の発揮を目指す当社は、取締役会のメンバーに主要なグループ会社社長を加えているほか、グループ会社の社長等をメンバーとするグループ経営協議会や京王グループ社長会の開催、ならびに、グループ監査役会の開催等を行うことで、グループ・ガバナンス体制の充実をはかっております。

以上のことから、当社のコーポレート・ガバナンス体制は十分機能していると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月29日開催の第100期定時株主総会招集通知は3週間前(2021年6月7日)に発送しております。また、発送に先立ち、5月28日に当社ホームページ等において招集通知を早期掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	第88期定時株主総会(2009年6月26日開催)から実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームを第88期定時株主総会(2009年6月26日開催)から導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第95期定時株主総会(2016年6月29日開催)から実施しております。
その他	株主総会では映像を用いて、事業報告の内容等を株主に説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>2006年4月に制定し、当社ホームページに掲載しております。</p> <p>【ディスクロージャー・ポリシー】 当社は、株主・投資家の皆様に、当社の企業価値を適正に評価していただくため、適時適切な情報開示に取り組んでまいります。</p> <p>(1)金融商品取引法、会社法および東京証券取引所の定める適時開示に係る規則等に従い情報を開示いたします。</p> <p>(2)(1)に該当しない情報についても、株主・投資家の皆様の判断に大きな影響を及ぼすと考えられる重要な決定事実、発生事実などの情報は積極的に開示いたします。</p> <p>(3)情報の開示は迅速に行うとともに、株主・投資家の皆様に公平に伝達されるよう努めます。</p> <p>(4)開示情報の内容については、正確性、明瞭性、継続性を重視いたします。</p> <p>(5)開示した情報に対する株主・投資家の皆様からの声を社内で共有し、適切に経営に反映させるよう努めてまいります。</p>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p>原則として年に2回開催しており、社長もしくは財務・情報開示担当取締役が説明者となります。説明会では、連結決算の状況や経営計画およびその進捗状況について説明しております。</p>	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>IRに関するURLはhttps://www.keio.co.jp/company/であり、掲載している主な情報の種類は次のとおりです。</p> <p>決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書／四半期報告書、月次営業概況、財務ハイライト、株主向け報告書、IRカレンダー、株主総会関係資料、その他ニュースリリース(決算情報および決算情報以外の適時開示情報を含む)</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	<p>ディスクロージャー委員会を設置し、ディスクロージャー委員長である財務・情報開示担当取締役が情報取扱責任者であります。事務連絡については経理部が行っております。</p>	
その他	<p>投資家向け情報誌「インベスターズガイドけいおう」を年に2回発行しているほか、当社の事業エリアにある証券会社の支店において、個人投資家向けの会社説明会を開催し、当社グループの業績、事業内容等に関する個人投資家の理解の促進をはかっております。</p>	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>「京王グループ理念」および「京王グループ行動規範」の中で、すべてのステークホルダーに対して誠実であり、ステークホルダーの立場を相互に尊重することを定めております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>環境マネジメントシステムの運用および「安全・社会・環境報告書」の発行、ホームページによる公開を行っております。また、地域社会への貢献として「京王クリーンキャンペーン」や「高尾の森再生」ボランティア活動の支援等を行っております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>「京王グループ行動規範」の中で適時適切な開示に努めることを定めるとともに、株主・投資家に対する情報開示に関しては「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、同ポリシーに基づいて規程を整備しております。</p>

その他

当社の2021年3月末における、グループ会社への出向を含む女性正社員は280名、管理職は22名で、鉄道事業の現場から海外まで多種多様な事業領域にわたる幅広いフィールドでのジョブローテーションを経験する中で、自ら新たな道を切り拓ける人材が活躍しております。

また、「女性活躍推進法」に基づいた行動計画において、2021年4月から2026年3月を計画期間として「管理職（課長級以上）における女性人数を2026年3月までに2021年4月と比較して3割増とする」「年次有給休暇取得率80%以上を継続する」との数値目標を設定するとともに、目標達成のため、女性総合職の新卒採用人数を総合職新卒採用人数全体の30%以上とする、男性社員が育児休職を取得しやすい環境を整備する、仕事と家庭の両立をさらに充実すべく、より働きやすい職場を目指し、諸制度の見直しおよび新設を検討・実施する、年次有給休暇取得促進のための施策を実施する、という内容を策定・公表し、取組みを進めています。

さらに、育児と仕事の両立が可能な就業制度の充実や、事業所内保育所の設置、介護相談窓口の設置等、育児・介護に携わる社員の両立を支援する様々な施策に取り組んでいます。

加えて、「次世代育成支援対策推進法」に基づいた行動計画の実施、ならびに社員の仕事と家庭の両立を支援する取組みを推進しており、次世代認定マーク「くるみん」を取得しております。

今後も、働きやすい職場環境の醸成が、個人の仕事および社会生活の充実、企業の活性化につながるという考えのもと、ワーク・ライフ・バランスの取組みをはじめ、さらなる女性の活躍促進に関する諸施策を推進してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〔京王グループ内部統制システムに関する基本方針〕

京王電鉄（以下、「当社」という）および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役および各執行役員は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。
- (2)当社は、外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取締役会に報告を行います。
- (3)当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を運用し、課題の解決を行います。
- (4)当社は、コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化をはかります。
- (5)当社は、代表取締役社長 社長執行役員直轄の内部監査部門である監査部を設置し、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。また、監査等委員会は、必要があると認めるときは監査部に対して調査を求め、指示することができます。
- (6)当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- (7)当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)当社は、取締役および執行役員の職務執行に関わる情報について、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。
- (2)当社の取締役および執行役員は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)経営上の重要な意思決定にあたり、当社の取締役および執行役員は損失の可能性について十分な検証を行います。
- (2)業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として当社取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員会、関係各部署の部長および外部専門家等構成するリスク管理委員会は、当社およびグループ各社のリスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。
- (3)公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、当社は「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とします。
- (4)当社は、重大な危機が発生した場合には代表取締役社長 社長執行役員を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

4. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社およびグループ各社の取締役会は、法令および社内規程に則り定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役および常勤執行役員で構成する会議体で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、当社においては、定款の定めにもとづき、重要な業務執行の決定について、取締役会の決議により取締役への委任を行います。委任された事項の決定については、事前に常勤取締役および常勤執行役員で構成する会議体で審議し、その審議を経て決定します。

- (2)当社およびグループ各社の取締役会は全社的な目標を定め、取締役(社外取締役および監査等委員を除く)および執行役員はその目標達成に向け、各部門ごとの目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。また、当社は各社経営計画の実施状況をモニタリングします。
- (3)当社およびグループ各社の組織および職務分掌、ならびに業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については社内規程に定め、各職位の基本的な機能および相互関係を明らかにし、機動的な意思決定、業務遂行をはかります。

5. 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)グループ各社は当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、各社における経営上の重要な案件について、当社への協議・報告を行います。また、グループ各社は取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上をはかります。当社はこれらの実施状況をモニタリングします。
- (2)当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- (3)当社およびグループ各社のコンプライアンス体制については、当社が中心となり、グループ一体となって整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。
- (4)当社およびグループ各社のリスクについては、リスク管理委員会を開催し、当社が中心となり、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
- (5)グループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的開催し、グループの経営方針および経営情報の共有をはかります。
- (6)当社常勤監査等委員は、グループ各社の監査役から適宜報告を受けるほか、グループ監査役会を定期的開催するとともに、期中および期末に各社の監査役監査の状況について確認し、グループ全体の監査の充実・強化をはかります。グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項

監査等委員会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。当該使用人はその職務執行にあたっては監査等委員の指揮命令に服することとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分決定は、あらかじめ監査等委員会が選定した常勤監査等委員の同意を必要とします。

7. 取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

当社において、取締役(監査等委員を除く)は、監査等委員が重要な会議等に出席し、意見を述べる体制を確保します。さらに、取締役(監査等委員を除く)および執行役員は以下に定める事項を監査等委員会に報告します。グループ各社においても報告体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告します。

- (1)会社の意思決定に関する重要事項
- (2)当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (3)内部監査の監査計画および監査結果
- (4)当社の取締役(監査等委員を除く)、執行役員、グループ各社の取締役および使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- (5)コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
- (6)「グループ会社協議基準」に定めた協議・報告事項のうち重要事項
- (7)上記の他、当社の監査等委員およびグループ各社の監査役の職務執行上必要があると判断した事項

なお、使用人は(2)、(4)に関する重大な事項を発見した場合は当社の監査等委員およびグループ各社の監査役に直接報告することができます。

また、当社の取締役(監査等委員を除く)、執行役員、グループ各社の取締役および使用人は、当社の監査等委員およびグループ各社の監査役に報告を行ったことを理由として不利益を受けることはないものとします。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役(監査等委員を除く)は、当社監査等委員会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

- (1)取締役(監査等委員を除く)、執行役員および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- (2)代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- (3)内部監査部門と連携した組織監査の実施
- (4)内部統制部門との連携
- (5)グループ会社の調査等の実施
- (6)アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

なお、(6)等に関する費用は会社が負担するものとします。

9. 内部統制委員会

上記1から8の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

< 2020年度における運用状況の概要 >

- (1) コンプライアンス
コンプライアンス意識の向上をはかるため、当社およびグループ各社の従業員に対する教育・啓発の取り組みを継続したほか、グループ

各社の役員層を対象としてハラスメント防止セミナーを開催しました。また、働き方改革関連法への対応として、従業員の均衡・均等待遇に関する実務対応を進めました。内部通報制度については、通報窓口の周知を徹底するとともに、調査・対応方法の概要を紹介するなど、制度の利用に対する従業員の不安の軽減と信頼性向上に努めました。

(2) リスクマネジメント

新型コロナウイルスをはじめとする感染症の蔓延や台風・水害等の大規模自然災害に対応するため、リスクマネジメントに関する規程類を見直し、体制を再整備するとともに、グループ共通のリスク項目について重点的に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症については、社長を本部長とする対策総本部を中心に、感染防止対策と感染者発生時の対応方法の整備に取り組むとともに、感染拡大状況の変化に応じて対策を講じました。また、これらの対応を踏まえてBCP(事業継続計画)を改定しました。

大規模自然災害への対策では、大型台風等による水害発生に対応するため、BCPを新たに策定しました。また、浸水による鉄道事業への被害を最小限に留めるため、車両疎開訓練を実施したほか、計画運休を行う際のお客様へのご案内手順に加えて、駅係員避難計画を策定しました。

労働環境の改善への取り組みでは、育児や介護等を理由とする在宅勤務制度の新設や、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得できる制度を新設するなど、働き方改革を推進しました。また、新型コロナウイルス感染症が流行するなか、インターネットを活用した採用活動を実施するなど、人材確保に努めました。

情報セキュリティ対策では、グループインターネット基盤の更新やセキュリティ対策の全面刷新を行い、サイバー攻撃への対策を講じるとともに、情報セキュリティ上のインシデントへの対応フローを見直しました。また、鉄道事業を中心にサイバー攻撃対処訓練を実施しました。

鉄道の事故・インシデント等への対策では、車両の台車き裂発生を受けて、同構造の車両の緊急点検および原因究明を行い、改修を進めました。また、ホーム背面柵の基礎コンクリートの一部が剥落したことを受けて、ホーム背面に側道がある駅で緊急点検を実施したほか、乗り場案内看板の落下事故を受けて、同タイプの案内看板の緊急点検を実施しました。

(3) 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した実施計画に基づき、内部統制評価を実施しました。また、決算開示資料については、ディスクロージャー委員会の確認を経て取締役会等に付議した後、開示を行いました。

(4) 内部監査

内部監査基本計画に基づき、当社およびグループ各社について内部監査を実施しました。特に、不正行為等の未然防止の発見を念頭に置いた監査を実施するべく、事前に各階層の従業員にヒアリングを行ったほか、不正リスクが高い業務について業務フローの可視化とリスクの洗い出しを行い、リスク統制の有効性向上に取り組みました。

また、監査等委員会設置会社への移行にともない、監査等委員会との間で、監査計画および結果の報告等の定例的な会議に加え、毎月、監査の在り方などの課題について協議するとともに、適宜、リスク情報の共有とその対応方等について共同で検討を行うなど連携を深めました。

コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図につきましては、「添付資料1」をご参照ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、京王グループ内部統制システムに関する基本方針 1.(7)に記載しております。

<2020年度における主な取り組み>

反社会的勢力に対する取り組みとして、新規の取引先が反社会的勢力ではないことを確認するためのチェックルールについて、運用の徹底をはかりました。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の基本方針」に関する議案が承認可決されたことを受け、同日開催の当社取締役会において、本基本方針に基づく具体的な対応策である「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」という。)を決議しております。また、その一環として新株予約権の発行登録を行っております。

買収防衛策基本方針ならびに本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<https://www.keio.co.jp/company/>)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、株主・投資家の皆様への情報開示を行うにあたっての基本的な考え方として、「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、本ポリシーに掲げる内容の実現をはかるため、ディスクロージャー委員会を設置しております。

1. ディスクロージャー・ポリシー

本報告書「 2. IRに関する活動状況」をご参照ください。

2. 社内体制

ディスクロージャー委員会を中心とする、情報の収集・開示に関する手続きは、以下のとおりです。今後も、情報開示に関する法令・規則、社内規程等の周知徹底をはかるなど、引続き、財務報告の作成・開示に係る内部統制の充実・強化に努めてまいります。

(1) 収集

ディスクロージャー委員会事務局が社内の各会議に出席するほか、事業部門・一般管理部門、グループ事業部から報告を受けることにより、情報を収集いたします。グループ各社の情報については、グループ事業部がグループ各社から集約することとしております。

同事務局が収集すべき情報については、社内規程に定めており、株主・投資家の皆様に適時適切に開示できるよう、情報を集中的に管理することとしております。

(2) 開示

原則として、ディスクロージャー委員会において開示の要否等の判断を行い、取締役会等を経て開示いたします。

決算短信、有価証券報告書等の決算開示資料については、より適正な情報を開示するために、ディスクロージャー委員会において事前に記載内容の確認を行い、取締役会等に付議することとしております。

また、適時開示の趣旨を踏まえ迅速に開示すべき情報や、決算短信補足説明資料や月次営業概況など、法令・規則に該当しない情報についても、社内規程に定めた手続きにより、ディスクロージャー委員会を経て、適時適切に開示いたします。

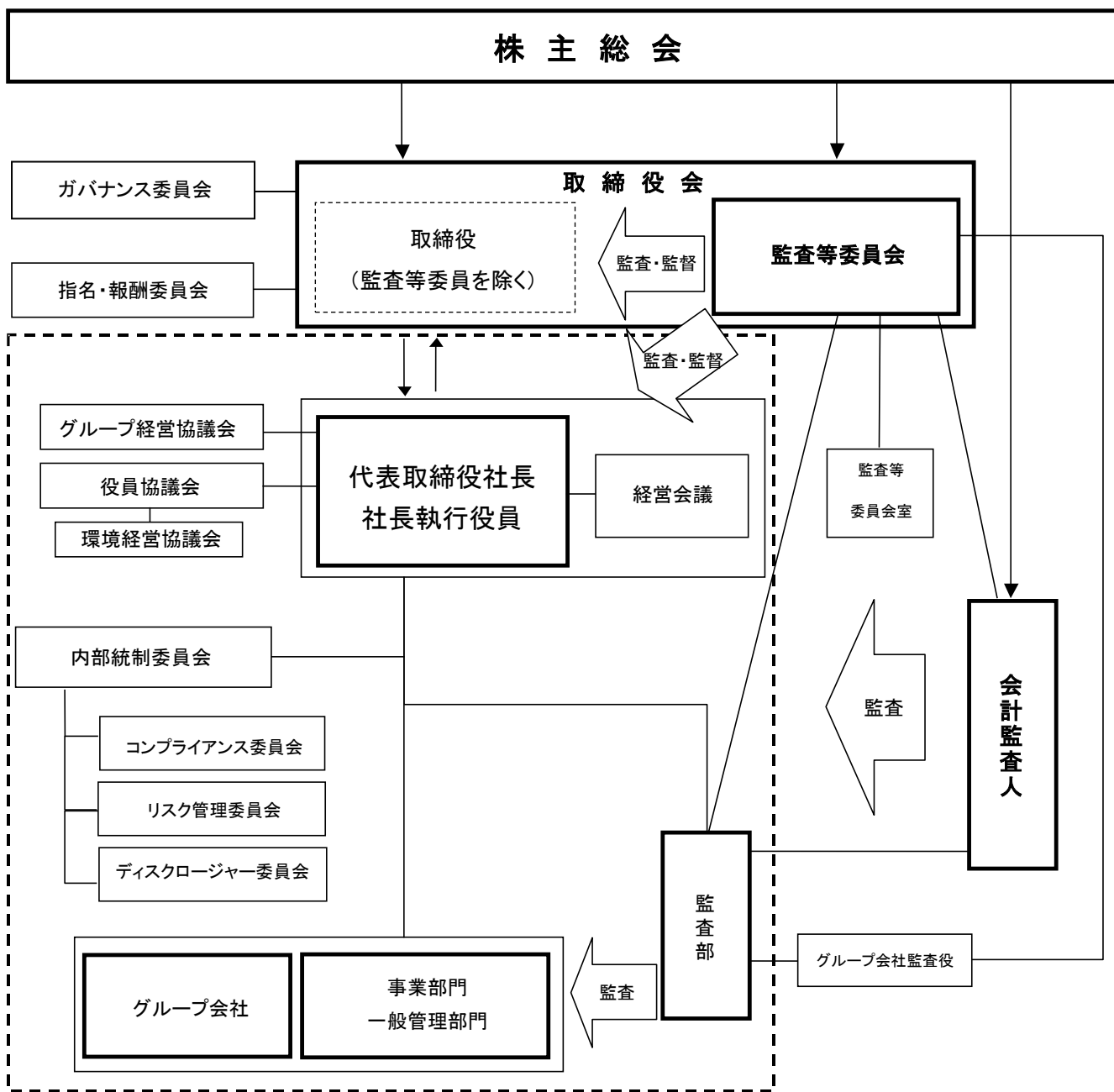
災害・事故の発生など特に緊急に開示すべき事実が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を委員長とするリスク管理委員会とディスクロージャー委員会が協議し、代表取締役社長 社長執行役員の判断により迅速に開示いたします。

開示方法については、法令・規則に定められた手続きに従い、TDnetやEDINET等に掲載いたします。また、当社ホームページを通じて積極的な開示に努めてまいります。

適時開示体制に関する概略図につきましては、「添付資料2」をご参照ください。

【添付資料 1】

コーポレート・ガバナンス体制（2021年6月29日現在）



【添付資料2】

適時開示体制の概略図

